

ドイツ

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授
中 村 正

ドイツにおけるDV加害者対策の概要

中村 正

- 1 ドイツにおけるDV加害者対策の概要
 - 2 ドイツ連邦政府の取組
 - アクションプラン「女性に対する暴力との闘い」を中心にして -
 - 3 DVへの司法的介入と新しい「暴力保護法」
 - 4 ドイツの加害者対策についての動向
 - ヒアリング調査ならびに収集した資料をもとにして -
 - 4 - 1 学術調査団体・WiBIG Project の取組
 - 4 - 2 ベルリン州司法省へのヒアリング
 - 4 - 3 連邦「家族、高齢者、女性、青少年省」へのヒアリング
 - 4 - 4 ベルリン暴力予防センターへのヒアリング
 - 5 まとめ
- 参考資料 「ドイツの暴力保護法」

はじめに

内閣府「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」の一環で、2002年9月に海外調査を実施した。本報告は、関係機関へのヒアリングと収集した資料をもとにして、ドイツにおけるDV加害者更生の取組の概要をまとめたものである。

ドイツ調査は、2002年9月16日から9月19日にかけて実施され、訪問先は以下のようであった。

日時	訪問先	備考
9月16日 11:00 13:00	WiBIG (オスナブルック大学学術調査団体)	ベルリン
15:00 17:00	「ベルリン暴力防止センター」(民間組織)	ベルリン
9月17日 10:00 12:00	ベルリン州司法省	ベルリン
14:00 16:00	ドイツ連邦司法省 *被害者の権利調査団と合流	ベルリン
9月18日 14:30 16:30	ドイツ連邦「家庭・子ども・高齢者・青少年省」	ボン

なお、ドイツ連邦司法省の訪問調査は、同時期にドイツの犯罪被害者権利擁護の仕組みを調査していた「全国犯罪被害者の会」(代表幹事：岡村勲弁護士)の調査団に合流したものである。ヒアリングの内容はDV加害者更生施策ではなく、被害者の刑事司法参加制度

であった。今次報告ではその内容報告は割愛している。

1 ドイツにおけるDV加害者対策の概要

刑事司法システムのなかで位置付けられているのは、第1に、軽微な犯罪として不起訴処分となる場合の賦課事項又は遵守事項に何らかの加害者更生プログラムを課すという点である。第2に、起訴した後、裁判所の判断で、公判終結までの間に、刑事司法手続のそれ以降の進行を暫定的に中止することができるとする規定があるが、この場合にも、賦課事項又は遵守事項を課することができる。同じく、何らかのカウンセリング受講命令などが指示できる。手続中止の判断については検察官、被害者の同意を得る必要がある。第3に、裁判が終結し、その判決の結果として執行猶予となり保護観察付となる場合に、遵守事項又は指示事項として何らかのプログラムへの参加を命令することができる。

こうした賦課事項、遵守事項、指示事項の内容として、いわゆる加害者向け非暴力プログラムへの参加命令が選択される可能性がある。一般に、ドイツでは「社会的トレーニングコース」と呼称されることが多い。非暴力行動変容のための「社会的トレーニングコース」への受講命令を指示することができるというものである。しかし、受講命令それ自体は、例えば、軽微な犯罪を不起訴処分とすることができるとする刑事訴訟法第153条に特段の例示があるわけではないので、同法第153条aのうち、5の「回復」への努力の一つとしてとらえられていると解釈できる。その内容は、以下の本文で紹介するように、マンツーマンのカウンセリングではなく、グループワークを中心とした認知、行動、態度、意識の変容を促す教育的処遇として組み立てられている。

「社会的トレーニングコース」のグループワークへの参加指示が、加害者更生政策の基本として考えられている。また、民間のカウンセリング機関等がグループワークを提供している。そこには、DV加害者だけでなく、子ども虐待関連で福祉関係当局から参加を指示される事例、刑務所収容中の加害者への矯正教育ならびに更生教育の一環として参加を指示される事例などが合流してくる。

しかし、そのプログラムの内容、期間、効果などについては、調査時点では試行中ならびに開発中ということであった。

DV対策については、さらに、被害者を救済する保護命令制度が創設された（3で詳述する「暴力保護法」）。以下、調査で得た知見をもとにドイツのDV対策、とりわけ加害者対策の概要を報告する。

2 ドイツ連邦政府の取組

- アクションプラン「女性に対する暴力との闘い」を中心にして -

行動計画の概要

ドイツ連邦政府は、DVを含む女性に対する暴力全般をなくすための行動計画を策定した。1999年12月「女性に対する暴力の撲滅のための連邦政府のアクションプラン」である（以下、「行動計画」と表記）。

1975年の国際女性年を契機としてドイツ国内でも女性に対する暴力への関心が高まっていた。それまでに数多くの調査、パイロットプロジェクト、反暴力啓発活動が展開されるようになってきた。

1976年11月、ベルリンにドイツ最初のシェルターが開設された。その後もシェルターが開設されていき、現在は全国で400近い数になっている。クライシス・ホットライン、女性のためのカウンセリングサービスなども展開され、サポートネットワークが徐々に整備されてきた。より効果的に暴力をなくすための取組が必要だと認識し、連邦レベルで、包括的な反暴力のための行動計画を策定した。

先行して、女性の人身売買に関するワーキンググループ（The national working group to combat the trafficking in women）があり、そして、DVと闘うワーキンググループ（a working group to combat domestic violence）が続いた。これらの運動が盛り上がるには、NGO（非政府組織）の役割が大きかった。そして、ウィメンズカウンセリングのグループも貴重だった。

行動計画は、「女性に対する暴力は長い間タブーだった」という。「個人的なことは政治的なこと」というスローガンがDVを公の関心事にした。パイロットプロジェクトや科学的な研究が組織され、DVを法的ならびに公的な課題にしてきた。連邦政府とベルリン市議会のパイロット企画としてベルリンにシェルターを開設した。その際に、The Rendsburg women's shelter というシェルターから運営のノウハウについてのアドバイスもあった。

政府はシェルター運営、スタッフ研修、資材やテキスト開発に努力を傾注した。さらに、90年代の10年間には、加害者更生と介入プロジェクトが研究課題に追加された。80年代から90年代にかけては、DV以外の暴力についての取組も進展した。たとえば、女性に対する性的暴力、レイプ裁判における被害者証言のあり方の改善、子どもへの性的虐待対応強化、職場のセクシュアル・ハラスメント、買春ツアー問題と女性の人身売買、老人虐待、外国人女性や障害のある女性への暴力などへの取組である。これらの反暴力の取組の一環としてDV対策がある。

DVを根絶するためにこれまで試されてきた、シェルター開設、クライシス・ホットライン、カウンセリングセンターという3つの伝統的なものだけが重視されることだけでは

なく、これらのセンターの相互ネットワーク化が大事でもある。

行動計画の重点

連邦政府の行動計画では、第1に、「予防」が重視されている。特に、家父長制社会の持続的な構造の一表現が女性に対する暴力であると明言している。同時に、問題解決行動パターンの個人的表現としての暴力というとらえ方もしている。加えて、貧しさ、失業、アルコール問題と結びついた生活なども関連しているという。予防という点では、個人の要因と社会的な要因の双方を射程に入れることが大切だとする。

第2に、「一般的な社会的予防原則」として、以下のことを想定している。1) 女性への暴力は法律違反である。適切なかたちで、男性の暴力から被害者は保護されるべきこと、加害者は国家から罰を受けること、2) あらゆる社会生活において、男女のもつ不均等を除去すること、3) 世代間連鎖を断ち切ることが指摘されている。

第3に、連邦の健康教育センターでも非暴力教育を実施する。ここではコミュニケーションを基礎としたアプローチを重視する。例えば、自尊心を強める、個人の責任を自覚する、コンフリクト・マネジメントスキルを学ぶなどのテーマである。さらにジェンダーの視点からの性教育、性と暴力の関連についても学習する機会を若者に与えることに取り組む。社会的には、ドイツ国鉄などの企業でも「セクシュアル・ハラスメントといじめ」などでキャンペーンを実施している。

第4に、学校教育制度においても非暴力の取り組みを進める。女性と少女への敬意をばらうための内容にする。連邦教育省も「スクールの寛容、理解と生活の視点から」の取り組みを強めている。1999年11月、「バイオレンスフリー(暴力のない)の学校づくり会議」を開催した。

もちろん、暴力から、障害のある少女と女性、高齢女性、外国人女性と子どもなど、特別のニーズをもつ対象者も想定している。

DVに対応するための法制度改革

連邦による法制度改革も重視されるべきである。第1に、DVを防止するための新しい法律の制定である。法による市民の安全の確保は当然のことである。刑法、民法、その他の法領域において女性を保護することが大切である。そのためには、現行法をきちんと履行することで暴力に対処するのが基本である。DVを犯罪として訴追することが基本でなければならない。加害者が自らの悪行を根拠にして処分されるというシステムを構築せねばならない。加害者は、法に則り訴追され処罰される。

その上で、連邦政府は、「persistent domestic violence」(しつこく繰り返すDVの加害)について、新しい法を制定し、独自の犯罪類型とするかどうかを検討する用意はある。

裁判所、弁護士、カウンセリングセンターなどを通して事例を収集することとする。

第2に、刑事手続における被害女性の参加への特別な配慮が必要である。ドイツでは、「証言保護法(1998年12月)」が制定されるなど、世界に先駆けて被害者の権利擁護が図られている。もちろん法律は、被害者だけではなく加害者へも関心をもっている。加害者が自らの行動パターンを変更できるような仕組みの創出が必要である。

暴力のサイクルを終わらせるためには、DV加害者向けの「社会的トレーニングコース(courses in social training)」を開発し、それを受講することを義務付けるという制度が必要である。これはドイツにおけるDV加害者対策のメインとなっている考え方である。

さらに、加害者と被害者の補償に関する仕組みがある。刑事訴訟法第153条は、要件を満たせば訴訟を却下する(軽微な犯罪を対象にした不起訴処分、賦課事項又は遵守事項を課すことができる)と定めている。その賦課事項あるいは遵守事項として、暴力的でない関係を学ぶ社会的トレーニングコースに参加させる仕組みを連動させることができる。DV事案において処罰は唯一の手段ではない。被害者 加害者補償制度もまた暴力的葛藤を個人的な直接の社会環境において解決することになるだろう。

第3に、民事の取組がある。連邦政府は、被害者を暴力から保護する為の法律を制定した。いわゆる保護命令制度である。

第4に、虐待を射程にいれることも看過できない。虐待対策の基本は、暴力のない環境で子どもを育てることにある。暴力のある環境で育った子どもが長じて暴力を振るうようになる「暴力のサイクル」を絶つことを意味する。

加害者へのアプローチ

ウィメンズシェルター、クライシス・ホットライン、ウィメンズカウンセリングセンターの整備が従来のDV対策である。しかしこれは被害者救済を基本にしたものである。今後のDV対策には加害者対策が必要である。

しかし、例外的に重大なDV事件を除いて、加害者への関心は薄い。家庭内での暴力で制裁を加えるべきだというのは稀である。依然として私的で家族的な出来事(A private family conflict)としてDVをみる傾向がある。DVを犯罪として訴追することを強化することは、私的な出来事だとされることを公的に顕在化させることを意味する。

DV加害男性は自らカウンセリングに行こうとしない。妻の責任にすることもある。過去20年間の経験では、女性の被害者救済運動だけでは限界があるといえるだろう。本当に変化させるためには加害者への対策が不可欠だ。そのために、まずは犯罪として公的な機関が取り扱うことが大切である。

しかし、DV加害の場合、通常の処罰(科料、懲役)では個人の行動の変化を期待できない。もちろん、家庭内暴力を大目に観ることはできないが、将来にわたる非暴力への援助のための制度創設も必要である。かかる観点からすれば、加害者に焦点を定めた施策

(perpetrator-oriented measures) が樹立される必要がある。それは被害者保護と並んで加害者の行動を変更させる取組である。そのために、命令によって、社会的トレーニングコースへの参加を義務付けることと結び付いた仮の判決を課すことは現行法でも可能である。こうした機会があれば、加害者に問題を気付かせ、善悪を判断させ、被害者のことを理解し、カウンセリングセンターで他のサービスを受ける方へと男性を変えることができる。現在、「DVと闘うベルリン危機介入プロジェクト」のフレーム内で加害者プログラムについて試行的に実践している最中である。連邦政府も加害者へのこうした新しいアプローチを強く支持している。

3 DVへの司法的介入と新しい「暴力保護法」

DVに対応する法の整備 暴力保護法の制定と保護命令制度

2001年11月「暴力行為及びストーカー行為における民事裁判所の保護の改善と別居における婚姻住居の引渡しを容易にするための法律」が連邦議会を通過し、成立した(2002年1月1日施行。法律の全文は、別紙添付資料参照。戸田典子「DVからの保護 ドイツの新法案」『外国の立法』209、2001年6月、から、戸田典子訳の法案全文を引用)。

この法律は全部で11章から成る。第1章が「暴力行為及びストーカー行為からの民事法上の保護のための法律」(以下、暴力保護法と表記)である。第2章以下は既存の第1章に即して既存の法律を改める条項となっている。全4条から成る第1章は、いわゆる保護命令を定めており、主にDVに対応するための法律である。もちろん、配偶者間だけではなく、成人した子どもが親に暴力を振るわれている事例や非配偶者間ならびに同性愛者等の同居の事例にも対応可能となっている。つまり、一定の要件を満たす同居している関係性において発生する暴力加害者を排除するための法律である。先行して制定された(1997年)オーストリアの同種の法律をも参考にしたという。

ドイツでは民法の一般規定、つまり、民法第823条において、「不法行為により他人に損害を与えた者は損害賠償義務を負う」とされ、さらに民法第1004条は「所有権の侵害の除去及び不作為を求める権利」を定めている。この規定を根拠にして暴力の被害者を保護する命令(保護命令)を発することは法的には可能であるが、実際にはこれらの条項は家庭内暴力に関して活用されてこなかった。新しい暴力保護法の対象はDVという狭い特別な領域であり、一般法である民法の特別法として制定されている。

暴力保護法の第1条は、「暴力およびストーカー行為からの保護のための裁判上の措置」を定めている。以下のように保護命令が定められている。

「(1)ある者が故意に他の者の身体、健康又は自由を不法に侵害した場合には、裁判所は、被害者の申立てに基づき、

さらなる侵害を防止するために、必要な措置をとらなければならない。裁判所の命令は期間を付して与えられるものと、期間は延長することができる。裁判所は加害者に対し、正当な利益の実現のために必要である場合を除き、特に、1」被害者の住居に立ち入ること、2」被害者の住居から一定の範囲内にとどまること、3」被害者が規則的にとどまらなければならない他の指定の場所を訪れること、4」遠隔的な連絡手段も含め、被害者への連絡ととること、5」被害者との遭遇を引き起こすことを行わないように命令することができる。」

「(2)ある者が、1」他の者に対し、生命、身体若しくは自由を侵害する旨を告知して不法に脅迫した場合、2」不法かつ故意に、他の者の住居若しくは法律で保護された所有物に侵入し、3」反復してストーカー行為を行い若しくは遠隔的な連絡手段の使用により他の者を不当に苦しめる場合にも、上記(1)の命令される。」

「(3)アルコール飲料や類似の薬剤を使用して自ら一時的に陥った、自由な意思決定が不可能な、知的活動の病的な障害状態において犯したときにもまた、裁判所は上記(1)に定める措置を命令することができる。」

第2条では、「共同で使用していた住居の明渡し」を定めている。第3条は被害者が未成年者の場合は、保護命令に代えて、後見関係、保護権関係の法律の対象となることを定めている。第4条は命令違反への処罰についてである。この命令を破ると、「1年までの自由刑又は罰金刑」として処罰される。

家庭内暴力と刑事司法

家庭内暴力への司法の介入について、そのあらましを『家庭内暴力への介入に関する研修 警察ならびに法律家のための継続教育用資料』(ドイツ連邦「家族・高齢者・子ども・青少年省」発行の「第6章 法的介入」をもとにして紹介しておく。

家庭の中で犯された犯罪に対する効果的制裁を達成するために、警察だけではなく、その後の司法システムも必要である。制裁手続の中心には被疑者がいる。暴力を受けた女性は全捜査手続に、証人として参加する。

その際、彼女が第一義的な証明手段となる。彼女たちの証言、別の証人の証言、別の証明手段が、犯人の罪を証明する。しかし、DV事案は、こうした従来の被害者証言の在り方に問題を投げかける。刑事訴訟において犠牲者の利害を考慮するために、「被害者保護法(1986年)」において、「被害者証人の権利」が強化された。

警察が事件を捜査したあと、捜査結果に関する文書が検察庁に送られる。検察庁は、起訴に値する十分な根拠があるかどうか吟味しなければならない。検察庁が、事実および法的状況から公判において有罪判決が明らかであるという確信に達することを前提としている。家庭という領域における暴力行為に対する捜査手続においては、しばしば以下のような法的規定が重要な役割を果たす。

第1は、被害者女性の証言拒否についてである。刑事訴訟において、特定の人(配偶者、婚約者、子どもなど)は、証言を拒否する権利をもつ。つまり、家庭内暴力を受けた女性は証言を拒否することができる。この権利は、暴力的な男性パートナーが、女性の発言を妨害するために、女性を抑圧することにつながりうることを背景にしている。証言拒否の権利は、捜査手続の全過程において存在する。最初は証言した女性が、手続の後の段

階で証言を拒否することもできる。

第2に問題となるのが、私訴（Privatklageweg）である。私人訴追制度ともいわれている。明白な犯罪において身体的な負傷が問題となっている場合、検察庁は、私訴の手続をとるかどうかを決定しなければならない（刑事訴訟法374条第1項）。私人訴追制度は、「住居侵入罪、侮辱罪、信書の秘密に対する侵害罪など一定の軽微な犯罪について、検事局が公訴を提起するかどうかにかかわらず、被害者が訴追できることとする制度」である（刑事訴訟法第374条から384条。滝本幸一、橋本三保子「ドイツにおける被害者保護施策及び被害者救済活動の現状」『法務総合研究所研究部報告』第9号参照）。

刑事訴訟法第5編は「被害者の手続参加」を定めている。この規定はドイツにおける被害者の利益を保護する重要な役割を果たしている。しかし、私訴の場合、家庭内暴力を受けた女性は、告訴人として出廷しなければならないということとなる。このことは被害女性にとっては過酷なものとなる。私訴は、とりわけ被害を受けている人が犯人との個人的な関係を有していない場合に効果をもつとされるので、家庭内での暴力犯罪のための手続においてはうまくいかないことがある。

DVを犯罪化していく際に、とりわけ二つの調整がある。第1は、被告の罪が少ない、あるいは公的利益が存在しない場合には（軽微な犯罪の事例）、刑事訴訟法第153条に基づいた手続（不起訴処分）を採用する。第2は、中程度の犯罪の場合、刑事訴追において実現することの公的利益が、命令あるいは指導の実行によって達成される場合にも刑事訴訟法第153条が採用される。この手続は、何よりもまず被疑者が自らに課された義務を果たすことによって終結する。被疑者には、犯罪の賠償あるいは支払いの義務が課せられる。被疑者に、「社会的トレーニングコース（たとえば反暴力トレーニング）」に参加することを課することができるようになった。これら刑事訴訟法第153条の採用は、被疑者および裁判所の同意を前提としている。

* 刑事訴訟法第153条（軽微な犯罪） 手続の対象が軽微である場合、検察官は、行為者の責任が微弱であり、刑事訴追に公的利益が存しないと認めるときは、公判開始に関し管轄を有する裁判所の同意を得て、公訴を提起しないことができる。法定刑の下限が加重されていない軽罪の場合で、犯罪行為により惹起された結果が軽微であるときは、裁判所の同意は、必要でない。

* 刑事訴訟法第153条a（賦課事項又は遵守事項の履行） 検察官は、軽微の事件につき、所定の賦課事項又は遵守事項が刑事訴追による公的利益を消滅させるのに適しており、かつ責任の程度がこれを妨げないと認めるときには、公判の開始に関し管轄を有する裁判所及び被疑者の同意の下に、公訴の提起を暫定的に猶予し、被疑者に対して賦課事項又は遵守事項を課することができる。賦課事項又は遵守事項としては、特に以下のものが考慮される。

1. 犯罪行為によって生じた損害を回復するために、特定の給付を行うこと。
2. 公共の施設又は国庫のために金員を支払うこと。
3. その他公共に役立つ給付を行うこと。
4. 一定額の扶養義務を履行すること。

5. 被疑者との和解に真剣に努力し（行為者と被害者との和解）その際、自己の犯罪による損害の回復の全部もしくは大部分を回復すること、又は損害回復のための努力をすること。6 道路交通法・(略)・に基づく講習に参加すること。検察官は、・・・第4号については1年以下、それ以外は6月以下の期限を付する。検察官は賦課事項又は遵守事項を事後的に取り消すこと、又は1回に限り履行期間を3月間延長することができる。被疑者の同意があるときは、賦課事項又は遵守事項を事後的に課すること及びこれを取り消すこともできる。被疑者が賦課事項又は遵守事項を履行したときは、その犯罪行為を軽罪として訴追することはできない。

公訴が提起された後は、裁判所は、事実の確定を最終的に審査できる公判段階の終結に至るまで、検察官及び被告人の同意を得て、手続きを暫定的に中止し、同時に・・・賦課事項又は遵守事項を被告人に課することができる。

DVの特別手続

家庭内暴力の刑事司法上の取扱いにとって、2つの重要な手続がある。ひとつは、「略式手続」である。検察庁の申請から、文書による手続を通じて、裁判所は、罰金刑や自由刑を課す。これに対して被疑者は、2週間以内に異議を申し立てることができる（刑事訴訟法第407条）。

もうひとつは、「簡易手続」である。「簡易手続」は特別手続の一種であり、刑事訴訟法第417条を根拠にしている。第一審では刑事裁判官が権限を持つ。この場合、殺人罪は除外されることが多い。また、被疑者が犯罪を複数の罪種で犯している場合や、被疑者の人格や前歴を調べる機会がある場合には、このようにはならない。

* 刑事訴訟法第407条(略式命令) 軽罪について検察官の書面による請求があるときは、公判を経ることなく、書面による略式命令で犯罪に対する処分を定めることができる。

* 刑事訴訟法第417条(簡易手続の申立て)

「事件の事実関係が簡単であるか、又は証拠が明白で、即時の審判に適しているときは、検察官は、書面又は口頭で、簡易手続による裁判の申立てをする」

DVへの制裁

裁判所の手続は判決によって終結する。裁判所が罪を確定することで、被疑者は判決を受ける。判決は罰金刑となることが多い。ドイツの法的制裁において、1998年の判決の81.4%が罰金刑であった。自由刑判決は、判決の18.6%だった。他には、「執行猶予なしの自由刑」(1998年では自由刑の32.1%)と「執行猶予付の自由刑」(2年まで延期)がある。とりわけ6か月まで、刑の停止が考慮に値するかどうかを検討する。

裁判所は、検察庁と同様に、刑事訴訟法第153条の手続きを採用することとなる。これには、検察庁と同様、被告の同意を必要とする。

家庭内暴力の刑法上の制裁に関する実践的経験については、従来から連邦統計庁の司法統計でも有益なデータがほとんど存在しない。

数少ない統計データを紹介しておく。第1に、手続の総数について。ベルリン検察庁特別部門において、1996年9月から、家庭内暴力に関する警察の文書が記録されている。「ベルリン地区裁判所特別部門における家庭内暴力の記録」などの文書がある。これは実際の家庭内暴力の増加を反映しているのではない。警察による告発の増加によって引き起こされている。

第2に、検察庁の手続締結である。家庭内暴力について検察庁が処理した手続締結の内訳は、その60%はたいてい明白な犯行容疑から行われたものではないという判断である。30%は、裁判所に行くように指示されたもの、10%は別の部門に回された（「検察庁特別部門における手続及び手続締結 - 区裁判所における手続き」）。検察庁の展開も同じように見える。ここでも、たいていの手続は訴訟中止に終わる。それにもかかわらず、起訴手続の割合（とりわけ略式命令の申請の割合）は増えている。

訴訟中止

ベルリンでは、手続上の障害、たいていの場合には不起訴による中止件数が明らかに減ってきている。しかしそれに対して、刑事訴訟法第170条に基づく手続の中止（捜査から起訴に十分な証拠を提供できないことによる訴訟中止）は増加している。

* 刑事訴訟法第170条（捜査終了後の手続） 捜査の結果、公訴を提起するに足りる十分な理由が示されたときは、検察官は、管轄裁判所に対する起訴状の提出によって公訴を提起する。

前項に当たらないときは、検察官は、手続を打ち切る。この場合、被疑者の尋問を行ったことがあるとき、又は被疑者に勾留状が発せられたことがあるときは、打ち切りの旨を通知しなければならない。

証拠不十分あるいは「十分な犯罪容疑」の欠如によって中止となる手続の割合は、検察庁における中止の過半数を占め、非常に高い。刑事訴訟法第170条第2項に基づく中止の割合は、1997年、ベルリンの全犯罪の39.3%、そのうち明白な犯行容疑の欠如による中止は21.6%、手続上の障害による中止は17.7%であった。連邦全体の平均では、刑事訴訟法第170条に基づく中止の割合は、27.2%にとどまっており、そのうち明白な犯行容疑の欠如による中止は19.8%、手続上の障害による中止は6.1%であった。

手続上の障害による刑事訴訟法第170条に基づく中止の減少には、以下の3つの理由が考えられる。第一に、検察が特別な公的利益を認め、不起訴を独自の決定によって埋め合わせるような手続の割合が増加している。第二に、検察の手続が変化してきている。被害者に対して起訴するかどうかを訊ねる際に、官吏はできる限り激励する。第三に、「家庭内暴力に対するベルリン介入プロジェクト(BIG)」における議論では、女性の家や女性相談所の体制が強化され、起訴申請を勧めていることにつながっている。

十分な犯罪容疑の欠如による刑事訴訟法第170条に基づく中止の割合の高さには、たい

ていの場合多くの要因が作用している。第一に、家庭内暴力の手續の際の捜査状況を特に考慮しなければならない。被疑者が否認している際、必要な証拠を集めることは難しい。第二に、警察による告発の増加が反映されている。DVへの介入を促進させる研修教育や、積極的に介入するようという家庭内暴力における警察の振る舞い方についての指導が変化したことも考えられる。これまで手續に成功のチャンスが全くなかったために、かつては告発を控えてきたこと被害者が変化してきたと考えればわかりやすい。

家庭内暴力に関する簡単な統計

以下のデータは1998年1月から1999年1月までの13か月間の統計である。

家庭内暴力での告訴は、全体で172件の手續だった。たいていの場合には傷害に関する起訴であった。そのうちの25%が重度の身体的負傷(刑法第223条および刑法第224条)、12%が脅迫(刑法第241条)、7%が強制猥褻(刑法第240条)、4%が名誉毀損(刑法第185条)であった。

「訴訟当事者」は、177人の全被害者のうち、89%が女性、11%が男性であった。77%がドイツ人、10%がトルコ人、6%がポーランド人、3%がそれ以外のヨーロッパ、あるいはヨーロッパ以外の国籍であった。性別では、172の全被告人のうち、94%が男性、6%が女性であった。

被告人の国籍では、73%がドイツ人、27%がドイツ人以外の国籍であった(14.5%がトルコ人、2%がポーランド、2%がそれ以外のヨーロッパ国籍、7%がヨーロッパ以外の国籍)。ベルリンにおけるドイツ人以外の人口の割合(1998年:13%)と比較すると、外国人の被告人が多い。ベルリンのあらゆる犯罪容疑者の中でドイツ人以外の人口が占める割合(1998年:23.5%)に関連付けると、ドイツ人以外の被告人の割合は、犯罪容疑者の構造一般比にほぼ対応している。

被害者と加害者との関係が「配偶者」である割合をみると、ドイツ人以外の男性容疑者の割合は42-46%であった。妻に暴行を加えた外国人の夫は、ドイツ人の犯罪者よりも明らかに少ない。このことは、家庭内暴力にかかわった移民女性は、ドイツ人女性と比べて、ほとんど告発しないということを意味している。

5つのケースでは、複数の被害者がいる。こうしたケースでは、男性が起訴されている。「手續」として、被告人の16%は、弁護士の代理を代理に立てた。被告人の38%は、自白しており、その際、いくつかのケースにおいては、部分的な自白が問題となっている。3つのケース(1.7%)においてのみ、被害者は付帯訴訟を申請した。すべてのケースにおいて付帯訴訟が認められ、女性は手續において弁護士を代理に立てた。この3つのケースの刑の宣告は、罰金刑であった。

被害者の59%は裁判において供述をした。女性の46%は証言拒否の権利を有していた。それにもかかわらず、そのうち半分以上(54%)が証言を行った。被害者の証言拒否と手

続終結との間に関連性は存在しない。

簡易手続が問題になっているにもかかわらず、2か月において手続が継続になったのはケースの20%であった。

手続の約半分(45%)が、軽微な犯行なので手続中止となった(刑事訴訟法第153条。37ケースにおいては、中止は付帯条件(履行義務)と結びついており、たいてい罰金の支払いが問題となっていた。

ケースの30%において、被告人は有罪判決、主には傷害を与えたことによる罰金刑を受けた。自由刑となった場合はすべてのケースで保護観察付となった。一つのケースでは、補完的にアルコールセラピーを受講するようとの命令が課された。暴力的な男性に対する女性のための社会的トレーニングコースに参加する命令はなかった。

15ケース(9%)において被告人は無罪となった。被告人は、ほとんど弁護士の代理を立てなかった。被告人が弁護士の代理を立てた28ケースのうち3分の1は、刑事訴訟法第153条に基づき中止された。弁護士の代理がないのは、手続の22%だけであった。無罪となるケースで弁護士を立てた男性は21%であり、弁護士のいない被告人(7%)よりも、明らかに有利であった。

少ないケースであるが、傷害罪で保護観察付の自由刑が下された。簡易手続においても、有罪判決を受けた男性が、保護観察の条件として社会的トレーニングコースに参加する命令が課される可能性がある。「家庭内暴力に対するベルリン介入プロジェクト(BIG)」のコーディネーターの証言によると、ベルリンの裁判所の実践でも、ゆっくりではあるがこうしたコースへの参加を促すなどの変化が確認された。

DVの場合、罪が軽いという理由での手続の中止が多数を占めている。中止の数が高いのかあるいはむしろ適切なのか、また結果的な刑事訴追および暴力の予防という意味で、手続の中止を減少させるべきかどうかという問題が提起されている。

「家庭内暴力に対するベルリン介入プロジェクト(BIG)」による社会的トレーニングコースの拡大は、将来的には、刑事手続の「暫定的な中止」の枠組みの中でも選択可能となる。簡易手続においても、暫定的な中止においても、社会的トレーニングコースへの参加命令を通じて、男性に行動変容を促すチャンスが高まることとなる。このことは、法律家のための継続教育においてもさらに強化されるべきテーマである。

4 ドイツのDV加害者対策についての動向

- ヒアリング調査ならびに収集した資料をもとにして -

4 - 1 学術調査団体・WiBIG Project の取組

介入プログラムの研究

ドイツでは、加害者更生のための非暴力プログラムが社会的トレーニングコースとして、試行的に取り組みられている。連邦内で実施されている 8 つの加害男性向けプログラムを取り上げ、その理念、内容、効果などについて研究を積み重ねている。その効果について、心理学、教育学、法律学などの見地から、オスナブルック大学に研究チームが組織され、学術的調査を行い、今後の加害者対策の展開の基礎データを収集している。それが、WiBIG (Evaluation Team of intervention projects against domestic violence of the University of Osnabruck) である。この学術調査団体を訪問して、ヒアリングを行い、すでに公刊された評価、分析資料などを入手した。特に、研究の中間報告書でもある「ドイツにおける DV 加害者への介入の概要」(An overview of work with perpetrator of domestic violence in Germany, Barbara Kavemann, Stefan Beckmann, Heike Rabe, 2001) とヒアリングによりながら、ドイツにおける加害者対策を概観しておくこととしたい。

ドイツにおいて加害者対策に関心が持たれるようになったのは、90 年代に入ってからである。70 年代半ばには、レイプ、妻殴打への関心が、80 年代には、子ども虐待、なかでも性的虐待、職場でのセクシュアル・ハラスメント、売買春とトラフィッキング、特別なグループの女性の暴力へと関心が拡大してきた。DV 加害者対策はこうした関心の延長線上にある。

介入プロジェクトとして、政府の支持も手伝って、ここ 2、3 年の間に急速に関心が高まっている。しかし、加害者向けのプログラムについては強制的な参加で本当に変化があるのかが論争となっている。この論争を見極めるためにも、プログラムの具体像を探るのが本プロジェクトの目的となっている。見極めの中心は、プログラムの期間、具体的方法、内容、ゴール、効果などである。

介入プログラムは DV に取り組む組織間の連携で開発されはじめた。プログラムサイズ、構造、焦点の違いはあるが、暴力をなくすことでは一致した介入プロジェクトが試行的に運用されている。その中心は、政府の行動計画にもあるように、女性と子どもの安全を守り、家庭内暴力を根絶するという目的である。これは共通している。シェルター、ウィメンズカウンセリングサービス、警察、弁護士、メンズカウンセリングサービス、子ども保護団体、政府、自治体の広域連携で介入プログラムが開発されてきた。現在、オスナブルック大学が 8 つの介入プロジェクトの評価を実施している段階である。1998 年に取組を開始し、2002 年度末には一定の結論を出す予定である。

伝統的な意味でのカウンセリングにおいては、男性の場合、パートナーシップ、キャリア、父性などは話題になるが、暴力はメインとなりにくい。暴力を主訴に相談にはこない。しかし、私的あるいは公的な場での男性の暴力は相談の大きな領域をカバーしているはずである。男性向けカウンセリングのスペクトラムのなかに暴力が入ると考えている。性的虐待は 10 年ほど古くからカウンセリングの話題になっていたが、加害者対策としては主題化されてこなかった。対人暴力を伴うので、単なるセラピーとして問題を片付けることは

不適切でもある。それは有責的な行動だからだ。

400 以上のシェルターに毎年 45000 人以上の女性と子どもが逃げ込んでいる現状からすると、フェミニスト団体は加害者対策を並行してとることに批判的である。フェミニスト団体は、「Victim-oriented intervention」こそが大事だという。「Perpetrator-oriented intervention」への関心は薄い。犯罪訴追のための検察当局を超えてまで介入を拡大することには 90 年代までは批判的だった。

ミネソタ（米国）の DAIP（「DV 防止プロジェクト」）の取組が 1991 年頃にドイツに紹介され始めた。その時に、ベルリン介入プロジェクト（BIG）が設立された。フェミニストと政府とが協働して、暴力男性対策を争点化した。ロンドンの DVIP「DV 介入プロジェクト・ロンドン」も参考にしている。これは、女性のサポートと男性の暴力防止プログラムの二つの極から成り立っている。

従来より取り組みのあった性的虐待者、性犯罪者対策と DV 加害者対策は政策的論争点となっている。しかし、介入プロジェクトの是非と可否についての大論争の多くはイデオロギー的なものである。あるいは政治的なものといってもいい。つまり、メンズカウンセリングサービスへの不信が女性運動のなかにあるということだ。換言すれば、セラピー的かつ教育的であることを強調した DV 加害者への介入プロジェクトを女性（運動）は信用していないということである。たとえば、社会的トレーニングコースのトレーナーとして元バタラーを活用することへの不信などが指摘できるだろう。

また、加害者対策に予算を取られると、シェルターなどの補助金が削減されるのではないのかという不安もある。女性団体は、矯正局や司法当局が予算については責任をもつべきであると主張する。法的な制裁という文脈で介入プロジェクトがあるべきだという。

もちろん、メンズカウンセリングへのシェルターからの懐疑には、女性の安全が本当に守られるのだろうかという点が拭い去れないからである。後に紹介する認知行動療法的なコースでトレーニングしているから安全だという錯覚に陥ることもある。プログラムが本当に効果的なのかどうかについての完全な情報を、被害者も社会も受け取るべきである。男性が本当に変化したのどうか、将来にわたっても非暴力であるのかどうかについての見極めが必要だということだ。

三つの介入モデル評価

WiBIG による評価は 3 つの介入モデルを想定している。第 1 は、セラピー的(therapy)アプローチである。犠牲者としての側面も主張される。加害者の子ども時代を含めた社会化過程に照準が当てられ、よりケア的な見地となる。「goal-oriented training」を用いることもある。第 2 は、認知行動訓練「cognitive behavioral training」である。これは非暴力への自己動機付けを重視する。第 3 は、カウンセリング「counseling」志向である。純粋なものではなく、常に混在しているが、理念としてはこの 3 つを想定している。それぞれ特徴

をみてみよう。

セラピーアプローチについて

専門的な処遇としての特徴付けられている。心理的問題に対処する「病理治療モデル」である。暴力をシンドロームとしてとらえるのではなく、学習された社会行動としてみる。その行動に責任をとることができるし、個人的な暴力行動の決定をしているからである。性的な犯罪者へもセラピー的な手法が使われてきた。その暴力から離れて。性犯罪者の収監期間中にセラピーを行うというものである。バタラーへもセラピー的な関心が広がる。短期間のグループセラピーでは深層心理的問題を扱うわけにはいかないとセラピストはいう。クライアントの過去、社会化過程、暴力それ自体の経験などに焦点をあてて、暴力の理由や背景を探ることを志向している。暴力それ自体ではなくて犠牲者としての経験に焦点をあてるのだから、潜在的な危険性がある。免責的な機能をもつのではないかという批判がある。

認知行動的トレーニング

このアプローチの仮説は、学習された行動として暴力をとらえ、故に、再学習可能な非暴力行動だとするものである。暴力は病気でもなく、パートナー関係の葛藤でもなく、アディクションでもない。「力の濫用」としての暴力という把握をすべきである。ヒエラルキー、抑圧、機会の制限、役割パターンなどを男性が学ぶ過程に暴力が入り込む。日常生活を通して暴力行動が繰り返され、行動パターンとして定着するという。

暴力と力の乱用は同じか、力を肯定するための暴力と無力さを回避しようとしての暴力は違うのではないかという論点も含まれている。コントロール感を満たすために意識的に暴力を用いることが強調される。セラピー的アプローチと異なり、このアプローチは子どもの頃のような過去ははさておいておく。現在から未来が対象となる。

プログラムの目的は加害者の主観的な幸福でなく、被害者を保護するために男性の行動が変化することだと明確に設定される。ドイツでは、若者のための福祉の法において、60年代から既に採用されている認知行動トレーニングである。当時は「教育的コース」として位置付けられていた。「Therapeutic-pedagogic plan to cope with their conflict」と表現されている。これは、セラピー的かつ教育的なコースの哲学的目標の明確化、トピックを中心としたプランやカリキュラムの構築、コンフリクトを解決する明快な目標への行動のカタログの提示、暴力と不平等を助長するような態度や行動の変容への援助として構成されている。プログラムは半年以下で終わるのが大半である。

このアプローチは、グループワークを志向する。グループワークは、暴力を個人の問題ではなく、社会全体の問題だということを参加男性に知らしめることが可能となる。グル

ープワークでは自己が振るった暴力を否認できない、加害男性の社会的孤立を回避する、スタッフと加害者の溝を埋めることができるなどの利点がある。

グループワークを通して、加害者が自らの暴力に直面化するのを援助する。グループワークをとおして、DVを振るっているという意味での「エキスパート」同士が出会う。暴力の「エキスパート」たちの目はどんな言い逃れもできないほどの力を持つ。もちろん、グループワークは安全な場としても機能する。コンフリクト解決に向けた暴力なしの戦略をつくる。面子を失う恐怖なしに自己開示することができる。実践的な日常の葛藤回避についての新しい知識や感覚を学ぶ。他の男性たちとのグループワークをとおして別の行動パターンを学習する機会となる。

カウンセリング

個人カウンセリングの手法である。セラピーは病気モデルだが、カウンセリングは健康的な人を相手にする。グループワークの導入期、補助手段、並行面接などとして個人カウンセリングを使う団体が多い。後に紹介する「The Passau Model」だけが個人カウンセリングのみを加害者に用いている。どのプログラムも初期面接はカウンセリングとして実施している。個人カウンセリングとグループワークのギャップを埋めるために、次のグループワークまではカウンセリングを実施することもある。

なかには、カップルカウンセリングもある。この場合は、相手の女性の合意が必要である。女性がカップルカウンセリングを望む場合もある。二人の関係はまだチャンスがあるのか、男性の行動は本当に変化するのかについての見極めが難しいところだ。カップルカウンセリングは女性に責任があることを認める場ともなるので、実施については配慮が求められる。男性がカップルカウンセリングに参加するように女性を強いていないかどうか、男性側の知識ではなくて、きちんとしたカップルカウンセリングについての情報を与えられるべきである。カップルカウンセリングはオープンな雰囲気の中かで、将来のこと、直面している問題について語ることができなければならない。

強制的なカウンセリング受講命令批判

DV加害男性がプログラムに参加するルートは多様である。その際に、参加の動機が自発的であるべきかどうかという点で論争がある。メンズカウンセリングプロジェクトやメンズセンターの評価では、二つの大きな意見に分かれている。自発的に参加する男性たちこそが変容可能だと主張するグループと、命令で参加する男性たちも変化の可能性があるというグループである。

「MgM(men against male violence)」はハンブルグ(Hamburg)で古くから活動する非暴力のための男性の団体である。このグループは、人は強制力でもって変わらない、そ

して、司法システムでカウンセリングへの参加を命令するのは暴力を免責させてしまうと主張している。DV加害者は、厳格に、収監することを目的として訴追すべきであるという。暴力の責任を採らせるべきだからという理由だ。強制的なカウンセリング受講命令では効果がない、暴力というのは意図してとった行動なので責任があるともいう。さらに、カウンセリング受講は逆に過剰な加害者の内面への介入となり境界侵犯的である、暴力それ自体が境界侵犯なので、刑罰を課して責任をとらせるべきである。カウンセリングを通して内面に介入されたと感じる加害男性たちは司法システムをとおして暴力を学ぶことになるという。こうした仕組み自体が暴力へのレディネスを形成してしまう。

非自発的な参加命令も行動変容は可能

この意見に対して、他方では、外的な参加命令をとおして、男性たちは受苦の感覚を形成し始めるし、暴力予防的な感覚が熟成される契機となる、という主張がある。確かに、自己動機形成が行動変容の最適な条件であることは間違いない。このことを否定する人はいない。しかし、たとえ強制参加であっても、加害男性はグループワークの進行とともに責任を受け入れ、謝罪と変化の必要性を理解していく。裁判所の命令による参加であっても、制裁のフレームのなかで実施しているので、変容するという意味では、条件付けの好ましいフレームとして機能する。つまり、カウンセリング受講命令もこうしたフレーム形成として機能する可能性があるということだ。あとは、ドロップアウト率を減らす工夫、プログラムの結果の測定やフォローの仕方の開発など課題が残る。クライアントの個人的な資質だけではなくて、プログラムそれ自体の質やスタッフの質にも規定されて総合的にプログラムとして評価されるべきことなので、カウンセリング受講命令をどうみるかは単純ではない。

1999年のデータでは、ハノーバー市での80人の加害男性の事例がある。そのうち、司法システムの各段階において提示されたカウンセリング受講を選択したのは37人にすぎない。つまり、54%は犯罪としての制裁を受けたのである。裁判所の命令ではあるが、自らプログラムを選択したという意味では自発的でもある。自発的な参加と命令による参加は動機づけという点では明確に線引きできず、参加命令だから加害男性が変容しないという確証はない。

自発的参加と強制的参加

逆に、DVの場合、自発的な参加者は法的な強制なしに参加するので、自らの態度を変えようという意図はなく、狡猾さが全面にでるかもしれない。この意味では、法による外的な動機はひとつの態度変化への契機になりうるものである。非自発的な参加は、刑事司法システムの強制だけではなくて、被害女性からの指図かもしれない。また、児童の福祉

にかかわって、青少年福祉局からの参加指導かもしれない。こうした動機は確かに外的なものであるが、それは、バタラーが裁判所から命令されることも同じである。非自発的な参加だからといって態度が変わらないということにはならない。

自発的な男性が参加するプログラムというよりも、苦しみをしり、処罰を受け入れるようになるような地域のプログラムやもっと利用しやすいプログラムを開発すべきである。自発的な参加のみで成り立つプログラムは限定的な価値しかもたないともいえる。被害にあっていてパートナーがいなくなるかもしれないという恐れは男性が変化する契機になる。青少年福祉局ならびに家裁は、親権の決定をする際に、社会的トレーニングコースへの参加に関心をもつ。DVは親権決定に否定的な役割を演じるからである。ハノーバー地区では、虐待にかかわって、警察とソーシャルワーカーによる介入プログラムの接点がある。

認知行動トレーニング - 暫定的なプログラムのスタンダード -

最終的にはプログラムの質が大切である。またその期間も重要である。現在、プログラムの全国的な統一基準はドイツにはない。加害者へのプログラムは、非暴力という大きなゴールについての合意があるだけである。今後は、加害者対策が拡大し、連邦政府も州政府も関心をもつようになりつつあるのでスタンダードが重要となるだろう。

認知行動トレーニングのゴールは、暴力フリーな行動、責任をもつことと自己コントロールの増大、暴力を振るう自己への弁別能力の向上、ソーシャルスキルの改善である。対象となるグループはDV加害者である。参加が自発的かどうかは問わない。しかし、DV加害の確信犯タイプ、対話さえ拒否するような男性は排除することにしている。参加要件はグループに参加する能力（グループのルールを守る。参加の意志がある。）ということだけである。そして契約することも重要である。グループでのコミュニケーションに参加する十分な能力があり、文化的宗教的に特別な排除理由がなければ加害者を受け入れることにすべきである。

このコースのフレームワークは、グループワークである。スタッフは専門的に訓練された者である。チームを扱いつつも個人事例にも精通することが望ましい。グループワークを実践しながら、男性の変化についての記録をとること、そのために妻との連携をおこなう。個別のサポートも実施している。スタッフは非暴力への援助のための多様な方法を身につけることが必要となる。暴力行動の再構築、暴力のサイクル、暴力の輪、ABCモデル、リフレーミング技法、ロールプレイ、サイコドラマなどが有益である。

グループワークを通して、男性としての家族生活や社会生活を反省することを促す。家族、子ども、自らの暴力行動、親密な関係性のあり方などが主題となる。暴力への抵抗と否認については可能な限り早めに考えさせることにしている。

そして、再犯しないようにする。プログラムが修了したあとの最初の1か月間に再犯のリスクが高くなる。この時期には、追加的な個人カウンセリングも行うことも視野にいれ

る。特に危機に陥ったときへの対応を準備すべきである。リクエストがあれば妻とのカップカウンセリングも実施する。

以下、個別のプログラムの特徴を紹介しておく。

事例 「ハノーバー・メンズセンター（HAIP）の取組」（家族における男性の暴力に対する介入プロジェクト）

1997年よりプロジェクト始動。ハノーバー・メンズセンターがプログラムを提供している。70%は受講命令を受けて参加（30%は検察から、40%はソーシャルワークプログラムから）、30%は自発的参加となっている。ドイツでは古くから活動している団体。

1999年には106人の男性が最初の初期グループセッションに参加した。そのうち35人がトレーニングコースのグループワーク参加を選択した。1999年には11人の男性がプログラム完全修了となった。1998年は13人であった。HAIPでは年に3つのグループワークを動かしている。高いドロップアウト率。現状ではどこのプログラムでも抱える課題である。二つの正職員のポストを三人の常勤で運営している。3人の非常勤スタッフがいる。自治体の基金で運営し、初期面接と24週間のトレーニングプログラムを実践している。参加費は男性が払うルールである。一回のグループに20マルクから60マルク支払う。額は個人の収入による。プログラムは、グループ討論と連続したモジュールで運営するが、柔構造である。「女性と子どもへの暴力とともに妻へのいかなる暴力をも完全に永遠に止めること」が目標であるが、リーダーは短い時間では達成困難と認識している。さらに長期にわたるセラピーにも参加した場合は成功率が高い。

事例 「BiP(Packhaus)」

1995年より始動。性的暴力と身体暴力への男性向けカウンセリングである。性的虐待者へのセラピーで実績のある団体であり、ドイツでは有名な団体である。Scheleswig-Holstein州司法省との財政的連携で実施し、連邦のモデルプログラムとして「州の連携と介入プログラム」を開発してきた。BiPはセラピー的な特別カウンセリングを得意としている専門家集団である。運動主導型、つまりメンズムーブメント的ではない。男性2、女性2の正職員専門カウンセラーがいる。さらに非常勤職員が1人いる。セラピーの期間中に、外発的な動機しかなかった男性への動機付けを重視している。被害者の保護もとくに重視されている。怒りと不全感が加害男性の心理を支配し、暴力行動の背景にある。セラピーをとおして得られる暴力から自由な問題解決力の向上は彼にとっても利益がある。オープンなグループワークとして組織化されている。いつでも新しく参加可能なグループワークとなっている。13のセッションから成り立つ。4回の個人カウンセリングセッションがグループワークに先立つ。50%は受講命令を受けた男性。妻から、児童福祉局、他のカウンセリン

グセセンターからオファーされたのが 50%であった。1998 年には、46 人の男性がグループワークに参加した。1999 年には 51 人の男性が参加した。1998 年には 5 人の男性が完全にグループワークを修了した。1999 年には 6 人の修了者だった。このグループワークも高い脱落率である。年間を通して参加可能なオープングループワークとなっている。

事例 「Passau model Violence in close relationship」

1991 年から 1994 年まで University of Passau でモデルプログラムを実施した。「親密な関係における暴力克服プログラム」である。Bavaria 州と大学との連携している。検察とカウンセリングセンターの 2 者による連携で可能となった。結婚、家族、生活に関するカウンセリングセンターで、加害者向けに実施した。カソリック教会の慈善組織をバックに運営され、3 人の正職員がいる。このセンターで実施しているカウンセリングの 2%に相当する男性が加害者に該当する。検察から送られた加害男性であり、裁判所からの命令で参加する男性は少ない。同じく自発的参加者も少ない。モデル期間終了後、体系的なデータ分析を実施した。毎年 4 ~ 5 件の加害男性参加がある。検察からは 5 つのカウンセリングセッションを要請されていた。ここではグループセッションは開催していない。カウンセラーはカウンセリングの回数が少ないと批判的だった。ここでは、トレーニングでもなくセラピーでもない伝統的なカウンセリングを実施している。カウンセラーは検察から加害男性についての詳細な情報提供を受けた。カップルカウンセリングをオファーされた者もいた。これ自体は介入モデルだと位置付けられているのではない。公的な関心を集めた。個人カウンセリングを中心としたプログラムでは、認知行動トレーニングよりも効果はなかった。

介入プログラムの課題

加害者への介入プログラムの目標は、100%暴力から自由になる行動を獲得することなのか、それとも、ある限定された時期に暴力から自由であるだけでは不十分なのか、さらに、暴力の頻度や強度が減少するだけではだめなのか、そして、プログラムを比較することはそもそも可能なのか、データやグループワークをどのように選択するのかなど、まだ完結していない研究課題が多い。身体的暴力だけではなく、心理的な抑圧を増大させていないのかなど、女性たちの声を考慮すべきでもある。父としての子どもへの責任をもきちんと果たせるように効果があるのかも問題となっている。この点はドイツでは期待が高い。子どもへの権利をめぐる女性をコントロールする機会とする男性が多いからだ。他にも、プログラムは暴力一般にも効果があるのか、目の前の女性への暴力だけなのか。伝統的な男性性を変化させることができるのか、効果を測定するのに参与観察しかないのか、セラピストの態度は問題にできるのかなど、多様な検討課題が浮上している。

プログラム評価のあり方という点では、まだ短期的な評価しかできていない。プログラムの進行にあわせて、参加度、コースの進行具合、参加者の持続性、コースリーダーのヒアリングなどを実施している。しかし、サンプル数が少ない。データも一般化可能なほど蓄積されておらず、制限的である。プログラムから脱落した男性の情報から学ぶことが多いのに、この点でのデータは特に少ない。

4 2 ベルリン州司法省へのヒアリング

刑事部副部長、刑事部DV担当、民事担当検察、行刑専門官、保護観察官が対応してくれた。

DVは私的な出来事であるという意識の乗越えがこの間のドイツにおける課題である。刑法、民法、予防の各方面から取り組んでいる。ドイツでは、夫婦間強姦が97年に犯罪とみなされた。DVを犯罪にすることと処遇の過程でDVを意識している。

民事の命令としての保護命令を創設した「暴力保護法」の半年間の刑事における実績への反映としては、33%以上、DV事案が増加した。DVが表面化してきたという認識である。刑法上は傷害罪（告訴が前提）となる。訴追を強化するために、検察内部にDV担当課（10人）を置いた。この特別課では、職務命令としてDVを司法手続において持続的に扱うようにと指令している。

保護観察処分のなかでもDVに対応している。司法省の直営ではなく民間の加害者対策サービスに乗せるように指令あるいは命令することができる。ただ、裁判の結果、こうした命令（社会的トレーニングコースへの参加命令を指示する）につなぐ形式的な可能性はあったが、あまり利用されてこなかった。これは無料のセラピーではない。

民事上は保護命令を創設し、DV対応となっているが、ドイツにおける刑事上の加害者対策は、特にDV加害者への特化した特別な処遇はない。アルコール、性犯罪、高攻撃性などの暴力の аспекトで把握して処遇計画を立てることとしている。これまでの経験では、DVとアルコール問題との重複が多いと感じている。脱アルコールプログラムへの参加が必要である。これとは別に、2003年から性犯罪者処遇の新しい体系がスタートする。DV加害者もこうした一般の行刑制度に則り処分され、処遇計画が立てられる。形式上は、社会治療施設での処遇となる可能性もあるが、特にDV特有ではない。処遇計画は、暴力の程度と鑑定による。また、刑事司法のソーシャルサービスとして、二名の裁判補助官（日本における家裁調査官のような仕事を実施）を増強し、より適切な判断が可能な調査を行う体制をとっている。

No Tolerance の原則

軽微なものとして不起訴処分となることが多いので、これには賦課事項又は遵守事項を

課することができる。社会的トレーニングがメインであり、被害者との和解へとすすむ。判決の結果、保護観察処分として遵守事項を付すこともある。この社会的トレーニングは、再社会化プログラム（加害者更生プログラム）として位置付くが、実際に国内での提供は少なく、開発中ということである。

DVについては、可能なかぎりの被害者保護の対策を打つことが大切である。私的な出来事、プライベートな出来事だというDVへの考え方を乗り越える。現行制度のもつ可能性を最大限に制度化する。組織的なネットワークも準備されている。特に被害者を救出するネットワーク化が課題である。保護命令として法律はできたが、その後に課題は山積している。

まずは、女性が力を持つ必要がある。勇気をもって警察に行くこと。その後に、警察や司法機関がきちんと動き出すことも大切だ。しかもすばやく。調停プロジェクトは効果的に作動している。2001年下半期のデータ。3600件の告訴の後押しとして新法が役立っている。

捜査をして、事件性が薄いと取り扱うことをしないこともあるが、訴追された事案は、2002年で1117件となっている。結果としては起訴しないケースも多くなっている。公訴を維持できるかどうかがかぎである。傷害罪の場合は検察主導型ですすむ。その際には、公の利益という判断がある。DVを含んだ事件では、11500ケースが不起訴となった（99年から2000年の2年間の統計）。もちろん十分な証拠があれば有罪となる。

不起訴の場合は遵守事項を課すことがある。刑事訴訟法第153条の第1項でいう軽微な犯罪で不起訴事例での遵守事項付与は、検察の判断でおこなう。（a）項は裁判所の決定と検察の同意により遵守事項を課す。その内容は、社会的トレーニングコースへの参加と和解が基本となる。

ベルリン市で275人の保護命令を受けたDV加害者がいる。ベルリンは340万の人口規模である。どのプログラムに参加するかは保護観察官と本人が決める。ベルリンには2つのコースしかない。ベルリン暴力防止センター、BIGプロジェクトである。加害者プログラムは州の予算で動いている。25000ユーロの補助金もでている。まだ遵守事項を課す事例が少ないので、プログラムの数はこれだけで足りている。

4 3 連邦「子ども・家庭・高齢者・青少年省」へのヒアリング

BIGの取組を進めているところである。これはDVに関する組織のためのネットワークである。もちろん、警察も含めている。警察官への研修も実施している。加害者プロジェクトの評価についての研究プロジェクトも追加された課題である。

暴力保護法という新法はオーストリアのモデルをも参考にした。先に紹介した連邦のアクションプラン策定が大きな原動力となっている。これは女性に対する暴力全般を対象にしているものであり、政策の統一性の根拠となっている。暴力の予防、DVへの啓発、既

存の法の改正を提言し、障害のある女性や外国人女性など特別なニーズをもつ者への配慮もしている。

保護法の考え方は、共同で住んでいた住居それ自体を対象にしている。あらゆる手段と対象を想定したコンタクト（電子メール含む）の禁止が含まれている。身体的暴力を主に想定しているが、「健康に害となる暴力」としている。心理的暴力もこうした結果をもたらせば対象とされる。子どもへの虐待は含んでいない。虐待についての別の法体系が対象とする。一般法である民法にも子どもの保護に関する規定がある。

また、子どもから親への暴力もこの法律の対象ではない。子どもが成人（18歳）に達していれば、暴力保護法が適用される。この場合は、同居していれば、子どもから親への暴力にも対応可能な法律となっている。夫の暴力に対して、母と子からの申請も可能である。特別な場合として、未成年の子どもからも親の暴力を排除することが可能なように次期の法改正では議論となるだろう。

退去命令を出した男性のための「男の家」も必要ではないかという議論があった。実際にはいろいろ個別に対応しているようだ。たとえば、友人の家に行くとか。保護命令は24時間以内に出すのが基本である。とにかく警察が動くこと大事で、危険を除去するために迅速な保護命令が必要である。警察の迅速な対応、14日間の有効の退却命令、24時間以内に命令を発することが基本。命令は書面で本人に通達される。強制的に排除する権限をもった執行官が通達する。

加害者対策について

プロジェクトとして活動している段階（8プロジェクト稼動中）である。1980年代から相談があり、1990年代半ばから目立つ。プログラムの焦点は「社会的トレーニングコース（+心理的治療）」である。加害者は、自分の意思で、妻に言われて、処分の一環として、これらのコースに参加してくる。

判決の一部としての受講命令は、軽罪である事例と特別に付与する事例がある。ドイツには、「心理治療士」という国家資格がある。ソーシャルワーカーもいるので、こうした資格を有した専門スタッフが提供しているコースである。このプログラムの開発には、「性的暴力を振るった人へのプログラム」が先行事例となった。

暴力の実態（3組に1組の夫婦でDVがある）からするとこうした加害者プログラムへの参加などとして表面化してこない加害者が圧倒的に多い。現在活動しているプロジェクトは多様なモデルを有している。他のリハビリ命令（子どもへの性犯罪）もある。しかし依然として、加害者プロジェクトを知らない専門家は多く、啓発の課題が残っている。くわえて、財政面の課題も多い。ジェンダーの問題を扱う部署ではなく、犯罪対策上の課題なので司法関係のセクションで負担すべきだという意見も多い。

4 - 4 ベルリン暴力予防センター「Berliner Zentrum für Gewaltprävention」へのヒアリング

加害者向けのサービスを実施している。2000年に開設した団体で、スタッフは3人である。DV加害男性向けのサービスだけではなく女性も含めて実践している。

プログラムを開発する際に、イギリスのDVIP、アメリカのエマージェンシーやダグラスを参考にした。当センターの理念は、「反暴力」である。単に男性向けのプログラムではない。センターは、イデオロギーから自由なものとして組織し、運営されている。

ドイツでは、これまで加害男性へのアプローチは目立たないテーマだった。専門スタッフとはいえ、私たち男性スタッフが男性の暴力について扱うというだけで社会的には信頼されていないようにも感じる。つまり、加害者に連帯しているのではないのかとさえ思われることもあった。プログラムの内容も、女性とともにということの大切さを実感している。

「ベルリン州DVに対する行動計画」の一部となった当センターの取組である。先行して取り組んでいた「Manage マネージ」(新しい男性像という意味)のグループで活動してきた実績もあるし、性犯罪の加害男性向けの取組も実施していたので、それらの成果にたっている。

当センターの男性向けのプログラム参加者は、自主的参加者3、裁判所からの参加者3、刑務所からの参加者4という比率である。刑務所からの参加者にはDV関連事案の加害者が多い。

これは、ベルリン州司法省との連携で成立しているプログラムである。心理学的鑑定を受ける。刑務所からの参加者は州政府の費用で参加している。4時間半だけ外出できる制度があり、社会復帰のためのトレーニングとして位置付けている。付添いは付かず、刑務所から通うプログラムとなっている。刑期終了間際の受刑者なので、そのまま逃走する人はいない。過去に一度だけ、その間に薬物を使用していたという事例はあった。

プログラムは「包括的な再社会化プログラム」として位置付けている。性犯罪者はミックスしたグループワークには向かないので、別個に処遇している。性犯罪で未成年者を対象にした場合は、abuseとして扱う。成人を対象した場合は、violenceとして扱う。未成年者を対象にした性虐待については個別カウンセリングを実施している。

当センターのプログラムは、次のようデザインされている。週1回2時間のグループワークを20回実施する。本当は、1年や2年間は続ける必要があると感じている。裁判所からの参加者は、保護観察の期間でプログラム受講の期間が決まる。服役中のものは効果などについて心理判定員が査定する。裁判所との連携もある。

期間については、財政負担の問題が大きい。刑務所からの参加者は公的負担となる。保護観察の付帯事項としてグループワークに参加を命じられた場合は自己負担となる。刑務所からの参加者は司法省が負担する。自主的ならびに保護観察中の参加者は自己負担であ

る。1グループワークあたり20回分で750ユーロである(1ユーロ=120円で計算すると90000円相当の自己負担)。

プログラムは社会的トレーニングプログラムである。男性の持っている可能性を引き出すことに主眼がある。暴力を用いずに表現するトレーニング、グループセラピーを実施している。セラピーと称しているが、かなり構造化されたプログラムとなっている。ロンドンのDVIPのプログラムを参考にしたが、それよりは管理されたプログラム内容となっている。

非暴力への扉を見つけるためのプログラムとしている。暴力に抵抗する自分でなくなる、コントロールとパワーのかんしゃくをおこさない、子どものころ母に強く殴られた記憶、被暴力体験の癒し、イデオロギーから解放された場をつくるように工夫して運営している。殴られた体験のある加害者は、すでにその殴られた時に、幼い心のなかで「暴力の犠牲者にならない」(=つまり殴り返す)という決意をしている。これが反女性という心証のもととなるので、そこまでさかのぼりセラピーを実施する。

脱落した加害男性には保護観察官へ連絡する。毎回参加証明書を発行する。これがないと遵守事項を守っていないということになり、裁判に戻る。遵守事項をきちんと履行する。途中で止める加害者は少ない。難しい事例は裁判所からの問い合わせがある。守秘義務が完全に免除になっていないので、メタファーを使って説明する。センターと被害者の連携はない。グループワークは17時30分から19時30分までとなっている。土日は4時間と1時間半の休憩で一日コースである。通常の仕事しながらグループワークに参加できる体制となっている。いつも男女ペアでスタッフが進行する。この男女のスタッフが責任を持つという運営は、ロンドンのDVIPから学んだ。

現在、2つのグループが動いている。オープン参加ではなく、メンバー固定制で、2か月に一度スタートする。加害者にとっては、待ち時間も動機を形成するための大切な時期だと考えている。

「ベルリン犯罪者保護収容援助団体」とともに新しいプロジェクト開発しているところである。それは、暴力保護法により退去を命じられた男性向けに住宅を提供する加害男性へのシェルターである。そこに入所している期間、非暴力プログラムを実施するという計画である。これはホームレスやストーカーになることを防ぐ目的もある。再犯罪防止である。サポートとプログラム参加のための住居提供サービスである。

5 まとめ

保護命令制度を創設し、刑事司法システムの各段階において「社会的トレーニングコース」と称しているDV加害者向け教育プログラムを試行している点は、わが国の少し先をいく取組としてみることができる。すでにダイバージョン制度が確立し、加害者更生プロ

グラムが展開されている米国やカナダを別にすれば、欧州各国では、ようやくそれぞれの法制度を活用して更生のためのプログラム化への取組がなされはじめた段階だといえよう。

ドイツでは、政府の行動計画に示されているように、「暴力のスペクトラム」としてDVも含めてより包括的なとらえ方をしており、虐待や性犯罪や一般暴力との連続線上にDVを位置付けている。このことは、わが国における児童虐待防止法、DV防止法など家庭内暴力関連諸法の見直し議論に役立てるべき視点だと考えられる。また、連邦「家庭・子ども・高齢者・青少年省」でのヒアリングでも指摘されていたが、DVについては、身体的な暴力だけではなく、「健康を害する行為」としているため、心理的暴力を明示していないが、心的外傷なども含めることは可能であり、今後の暴力の定義の論議に参考になると思われる。

暴力行為及びストーカー行為における民事裁判上の保護の改善並びに別居の場合の婚姻生活の住居の引渡しを容易にするための法律案

Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung des zivilgerichtlichen Schutzes bei Gewalttaten und Nachstellungen sowie zur Erleichterung der Oberlassung der Ehwohnung bei Trennung. (Deutscher Bundestag, Drucksache 14/5429,05.03.2001)

戸田 典子訳

連邦議会は、次の法律を議決した。

第 1 章

暴力行為及びストーカー行為からの民事法上の保護のための法律(暴力保護法---GewSchG)

第 1 条 暴力及びストーカー行為からの保護のための裁判上の措置

- (1) ある者が故意に、他の者の身体、健康又は自由を不法に侵害した場合には、裁判所は、被害者の申立てに基づき、さらなる侵害を防止するために、必要な措置をとらなければならない。(裁判所の)命令は期間を付して与えられるものとし、期間は延長することができる。裁判所は加害者に対し、正当な利益の実現のために必要である場合を除き、特に、
 - 1 被害者の住居に立ち入ること
 - 2 被害者の住居から一定の範囲内にとどまること
 - 3 被害者が規則的にとどまらなければならない、他の指定の場所を訪れること
 - 4 遠隔的な連絡手段による場合も含め、被害者への連絡をとること
 - 5 被害者との遭遇を引き起こすことを行わないように命令することができる。
- (2) ある者が、
 - 1 他の者に対し、生命、身体、健康若しくは自由を侵害する旨を告知して不法に脅迫した場合、又は
 - 2 不法かつ故意に、
 - a)他の者の住居若しくは法律で保護さ

れた所有物に侵入し、又は

- b) 表明された明示の意思に反して反復してストーカー行為を行い若しくは遠隔的な連絡手段の使用により他の者を不当に苦しめる場合

には第 1 項の規定を準用する。

本項第 1 文第 2 号 b に定める場合には、当該行為が正当な利益の実現に資するときには、不当な迷惑行為とはならない。

- (3) 第 1 項第 1 文又は第 2 項の場合において、ある者が当該行為を、アルコール飲料又は類似の薬剤を使用して自ら一時的に陥った、自由な意思決定が不可能な、知的活動の病的な障害状態において犯したときにもまた、裁判所は、第 1 項に定める措置を命令することができる。

第 2 条 共同で使用していた住居の引渡し

- (1)被害者が、第 1 条第 1 項第 1 文に定める行為、及び同条第 3 項の場合における同条第 1 項第 1 文に定める行為の時点で、加害者とともに継続的な共同の家庭を営んでいた場合には、被害者は、加害者に対し、共同で使用していた住居を、被害者が単独で使用するために被害者に引き渡すことを要求することができる。
- (2)当該住居が建っている土地の所有権、地上権若しくは用益権を、被害者が加害者と共同で有している場合、又は当該住居を被害者が加害者と共同で賃借りしていた場合には、当該住居の引渡し期間には期限を付さなければ

ばならない。当該住居が建っている土地の所有権、地上権若しくは用益権を、加害者が単独で若しくは第三者と共同で有している場合、又は当該住居を加害者が単独で若しくは第三者と共同で賃借りしていた場合には、裁判所は、被害者に対する住居の引渡しに最大6月の期間の期限を付さなければならない。被害者が、裁判所によって第2文により付された期限内に、他の適当な住居空間を負担可能な条件で調達できなかった場合には、裁判所は当該期限を最大限さらに6月延長することができるが、加害者又は第三者の利益を大きく損なう場合はこの限りでない。第1文から第3文までの規定は、住居所有権(原語:Wohnungseigentum)、継続的居住権(原語:Dauerwohnrecht)及び物権的な居住の権利(原語:dingliche Wohnrecht)に準用する。

- (3) 第1項に定める請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には除外される。
- 1 さらなる侵害の心配の必要がない場合。
ただし被害者に対し、行為の重大さのゆえに加害者とのこれ以上の共同生活を求めることができない場合はこの限りではない。
 - 2 被害者が、住居の引渡しを行為の後3月以内に書面により加害者に要求しなかった場合
 - 3 被害者への当該住居の引渡し加害者の特別に重大な利益を損なう場合
- (4) 当該住居が被害者に対し使用するために引き渡された場合には、加害者は、当該利用権の行使を困難にし、又は無に帰しめらるるすべての行為を行ってはならない。
- (5) 加害者は被害者に(住居)使用の使用料を公正な範囲で要求することができる。
- (6) 被害者が、第1条第2項第1文第1号に定める脅迫、及び同条第3項の場合における同条第2項第1文第1号に定める脅迫の時点

で、加害者とともに継続的な共同の家庭を営んでいた場合には、不当に過酷な状態を避けるために必要な場合には、被害者は共同で使用していた住居の引渡しを要求することができる。

第3条 適用領域、競合

- (1) 被害者が、第1条第1項又は第2項に定める行為の時点で両親の保護、後見又は養育の下にある場合には、両親又は保護権を有する人物との関係において、第1条及び第2条に代えて、保護権関係、後見関係又は養育関係を規律する法規を適用する。
- (2) 被害者のその他の請求権はこの法律の規定によって影響を受けない。

第4条 刑罰規定

第1条第1項第1文又は第3文に定める執行力のある命令、及び同条第2項第1文の場合における同条第1項第1文又は第3文に定める執行力のある命令に違反する者は、1年までの自由刑又は罰金刑により処罰される。

第2章 民法典の改正

連邦法律公報第 部分類番号 400-2 に公示された整理された文言の民法典(...(原文のママ)による最終改正を含む。)を次のように改正する。

1. 第1361b条は次のとおりとする。

「第1361b条

- (1) 夫婦が別居しているか又は一方の配偶者が別居を望んでいる場合には、一方の配偶者は、他方の配偶者の利益を考慮した上で、不当に過酷な状態を避けるために、婚姻生活の住居又はその一部を、単独で使用するために、他方の配偶者に対し引渡すことを要求す

ることができる。不当に過酷な状態は、その家庭において生活している子どもの福祉が損なわれる場合にも、存在するものとする。当該婚姻生活の住居が建っている土地の所有権、地上権又は用益権を、他方の配偶者が単独で又は第三者と共同で有している場合には、これを特に考慮しなければならず、住居所有権、継続的居住権及び物権的な居住の権利にこれを準用する。

(2) 申立ての相手方である一方の配偶者が、不法かつ故意に他方の配偶者の身体、健康若しくは自由を侵害した場合、又はこれらのもの若しくは生命を侵害する旨を告知して不法に脅迫した場合には、原則として住居全体が単独で使用するために引き渡されなければならない。住居引渡しの請求権は、さらなる侵害及び不法な脅迫を心配する必要がない場合にのみ除外されるが、ただし侵害を受けた一方の配偶者に対し、行為の重大さのゆえに他方の配偶者とのこれ以上の共同生活を求めることができない場合はこの限りでない。

(3) 婚姻生活の住居の全部又は一部が一方の配偶者に引き渡された場合には、他方の配偶者は、当該利用権の行使を困難にし、又は無に帰しめるようなすべての行為を行ってはならない。当該配偶者は利用権を得た配偶者に(住居)使用の使用料を公正な範囲で要求することができる。

(4) 第 1567 条第 1 項の意味における夫婦の別居の後、一方の配偶者が婚姻生活の住居を出てから 6 月以内に確固たる帰還の意思を他方の配偶者に告知しなかった場合には、当該配偶者は、婚姻生活の住居に残った配偶者に対し、単独の利用権を委ねたものとみなす。」

2. 第 1903 条第 4 項は次のとおりとする。

「(4) 第 1901 条第 5 項の規定を準用する。」

第 3 章 裁判所構成法の改正

1975 年 5 月 9 日に公示された文言の裁判所構成法(連邦法律公報第 部 1077 ページ。...による最終改正を含む。)を次のように改正する。

1. 第 23a 条のピリオドをセミコロンに改め、次の第 6 号を加える。

「6 当事者が継続して共同の家庭を営んでいる場合又は申立ての前 6 月以内に営んでいた場合には、暴力保護法による訴え」

(訳注:区裁判所の管轄範囲の一つとして追加されている)

2. 第 23b 条第 1 項を次のように改正する。

a) 第 8 号は、次のとおりとする。

「8 婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令による規制に関する訴訟手続き」

b) 第 8 号の次に、次の第 8a 号を加える。

「8a 当事者が継続して共同の家庭を営んでいる場合又は申立ての前 6 月以内に営んでいた場合には、暴力保護法による訴訟手続き」

(訳注:第 23b 条第 1 項は、区裁判所の中に、家族問題に関する部(家族裁判所)を設置する、と定めている。同条第 1 項は、この家族裁判所の管轄範囲を列挙している。)

第 4 章 民事訴訟法の改正

連邦法律公報第 部分類番号 310-4 に公示された整理された文言の民事訴訟法(...による最終改正を含む。)を次のように改正する。

1. 第 620 条を次のように改める。

- a) 第 8 号の次に、次の第 9 号を加える。
「9 当事者が継続して共同の家庭を営んでいる場合又は申立ての前 6 月以内に営んでいた場合には、暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める措置」
- b) 従前の第 9 号は、第 10 号とする。

(訳注：第 620 条は、裁判所が申立てにより仮命令を発することのできる場合を列挙している。)

2. 第 620c 条第 1 文の

- a) 「命じ」の次に、コンマを加え
- b) 「又は婚姻生活の住居のすべてを一方の配偶者に与えたときは」を「暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める申立て又は婚姻生活の住居の居住者指定の申し立てについて決定したときは」に改める。

(訳注：第 620c 条は即時抗告ができる場合を挙げている)

3. 第 621 条を次のように改める。

- a) 第 1 項を次のように改める。
- aa) 第 7 号は次のとおりとする。
「7 婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令による規制」
- bb) 第 12 号の末尾にコンマ及び次の第 13 号を加える。
「13 当事者が継続して共同の家庭を営んでいる場合又は申立ての前 6 月以内に営んでいた場合には、暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める措置」

(訳注：第 621 条第 1 項は家族裁判所の専属管轄事項を列挙している)

- b) 第 2 項第 1 文は次のとおりとする。
- aa) 冒頭の文中の「第 1 号から第 4 号まで」

を「第 1 号から第 4 号まで及び第 13 号」に改める。

- bb) 第 4 号の末尾のピリオドをコンマに改め、次の第 5 号を加える。
「5 第 13 号の場合には、他方の配偶者に対する命令」

(訳注：第 621 条第 2 項は、第一審が係属中である裁判所が専属管轄権をもつ場合を挙げている)

4. 第 621a 条第 1 項第 1 文及び第 621e 条第 1 項の各々の

- a) 「民法典の」の次にコンマを加え
- b) 「並びに第 12 号」を「第 12 号並びに第 13 号」に改める。

(訳注：621a 条は、手続き規定として、非訴事件に関する法律並びに婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令を適用する場合を列挙している。第 13 号は、本法案第 4 章 3 で第 621 条に加えられた号。)

5. 第 621f 条の「第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 9 号まで」を「第 1 号から第 3 号まで、第 6 号から第 9 号まで及び第 13 号」に改める。

(訳注：第 621f 条は、費用の予納についての規定)

6. 第 621f 条の次に、次の第 621g 条を加える。
「第 621g 条 仮命令
訴訟手続きが第 621 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号若しくは第 7 号の規定によって係属中である場合、又はそうした訴訟手続きに要する訴訟費用扶助の申立てが提出されている場合には、裁判所は、申立てに基づき仮命令の方法で規制を行うことができる。第 620 a 条から第 620g 条までの規定を準用する。」

7. 第 794 条第 1 項第 3a 号は次のとおりとする。

「3a 第 127a 条、第 620 条第 4 号から第 10 号まで及び第 621f 条に定める仮命令、訴訟手続きの目的が、婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令による規制である限りで第 621g 条第 1 文に定める仮命令並びに第 644 条の規定による仮命令」

(訳注:第 794 条第 1 項は強制執行を行う場合を列挙している。)

8. 第 885 条第 1 項に次の文を加える。

「裁判所執行官は、債務者に対し、送達先の宛名又は送達代理人を指定するよう要求しなければならない。第 620 条第 7 項若しくは第 9 項に定める仮命令、又は訴訟手続きの目的が、婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令による規制である限りで第 621g 条第 1 文の規定に基づく仮命令においては、有効期間内に数次にわたる執行を行うことができる。債務者に対し、改めて送達を行う必要はない。」

9. 第 892 条の次に第 892a 条を加える。

「第 892a 条

債務者が、暴力保護法第 1 条に定める、特定の行為を禁止する命令から生ずる義務に違反する場合には、債権者は、継続する違反の排除のために裁判所執行官を招請することができる。裁判所執行官は、第 758 条第 3 項及び第 759 条の規定により執行しなければならない。第 890 条及び第 891 条の規定はこれと並び適用することができる。」

10. 第 940a 条の「法の禁じた私力のため」の次に、「又は身体若しくは生命にとって具体的な危険がある場合には」を加える。

(訳注:第 940a 条は住居の明渡しを命令できる場合を定めた規定である)

第 5 章

非訴事件に関する法律の改正

連邦法律公報第 部分類番号 310-4 に公示された整理された文言の非訴事件に関する法律 (...による最終改正を含む。)第 64a 条の次に、次の第 64b 条を加える。

「第 64b 条

- (1) 暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める訴訟手続きが家族裁判所の管轄に属するとされた限りで、民事訴訟法第 12 条から第 16 条まで、第 32 条及び第 35 条の規定を準用するものとし、さらに、家族裁判所は、その管轄地区内に当事者の共同の住居が存在する場合にも管轄権を有する。
- (2) 暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める訴訟手続きにおける家族裁判所の判決は、確定力を有する。ただし裁判所は、申立ての相手方への送達の前に、即時の発効及び執行の許可を命ずることができる。この場合には判決は、当該判決が裁判所の事務局に公示のために交付された時点で効力を発するものとし、その時点は判決の中に記録されなければならない。暴力保護法第 2 条に定める訴訟手続きには、婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令第 13 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 15 条並びに第 17 条第 1 項第 1 文及び第 2 項の規定を準用する。
- (3) 家族裁判所は、第 2 項第 1 文に定める訴訟手続きにおいては、申立てに基づき仮命令の方法で暫定的な規制を行うことができる。民事訴訟法第 620a 条から第 620g 条までの規定を準用する。裁判所は、仮命令の執行が申立ての相手方への送達の前に許されることを命ずることができる。口頭弁論を経ない仮命

令を発する場合には、命令は、公布の目的で事務局に交付することによってもまた効力をもつ。裁判所は、交付の時点を判決に記録しなければならない。仮命令を求める申立ては、口頭弁論を経ない仮命令の場合には、事務局の調整のもとに裁判所執行官による送達及び執行を求める申立てとみなすこととし、申立て人の申立てに基づき、送達は執行の前に行ってはならない。

(4)第2項第1文に定める確定力を有する判決、第2項第2文に定める即時の効力を有すると宣言された判決、裁判所による和解及び

仮命令により、民事訴訟法の規定に定める強制執行、特に民事訴訟法第885条、第890条、第891条及び第892a条に定める強制執行を行う。」

第6章～第10章(略)

第11章

施行

この法律は、...(ここに公布後3月目の第1日を書き込む)から施行する。

(とだ のりこ・海外立法情報課)